



# 事前協議書

(建築基準法第42条および同第43条にかかる事前協議)

のみ記入し、正・副各1部提出してください。

秋田市都市整備部建築指導課

1. 事前協議者 住所氏名 ※1	〒 住所 氏名				TEL	
2. 代理者 住所氏名	〒 住所 氏名				TEL	
3. 都市計画区域	内・外	市街化区域・調整区域・区域未設定	防火地域	防火・準防火・22条指定		
4. 用途地域	一低・二低・一中・二中・一住・二住・準住			その他の区域・地域		
	近商・商業・準工・工業・工専 ( / )					
5. 敷地の地名地番	秋田市					
6. 敷地の状況	宅地・その他( )	既存建築物	有( 年建築)・無			
7. 敷地が接する前面道路	42条1項・42条2項・その他	現況の幅員	m	接道長さ	m	
8. 道路の種類 (法43条空地) ※2・※3	<input type="checkbox"/> 公道 ( <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 市管理道 <input type="checkbox"/> 赤道 )					
	<input type="checkbox"/> 私道 ( <input type="checkbox"/> 個人所有 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 中心線所有 <input type="checkbox"/> その他 )					
	<input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 水路敷 <input type="checkbox"/> 堤防敷 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 県所有地 <input type="checkbox"/> 市所有地 )					
9. 空地が接続する道路	42条1項・42条2項・その他	当該敷地からの距離	約 m			
10. 計画建築物の有無	有 無					
11. 計画建築物の概要	主要用途	階数	構造			
	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>		
12. 添付図書	裏面参照					

事前協議の有効期間	回答年月日( 年 月 日)から 6 ヶ月以内に許可等申請をしてください。					
協議結果	<input type="checkbox"/> 42条1項( )号 <input type="checkbox"/> 42条2項 <input type="checkbox"/> 43条第2項第2号空地( <input type="checkbox"/> 包括同意基準 <input type="checkbox"/> 同基準以外) <input type="checkbox"/> 43条第2項第1号空地 <input type="checkbox"/> 否道路					
経過・経緯・条件等	<p>・本協議書は、事前協議の結果を示すものであり、許可を意味するものではありません。</p>					
受付印	起案 . . .	上記の協議結果を回答してよろしいか伺います。				
	決裁 . . .	課長	副参事	主席主査		起案者
	住宅地図No.					
	路線 No.					
	道路台帳入力 <input type="checkbox"/>					
	住宅地図記入 <input type="checkbox"/>					

※1 事前協議者とは、現在の土地所有者又は、管理者等をいいます。

※2 「7.敷地が接する前面道路」がその他に該当した場合、「8.道路の種類」を「8.法43条空地」と読み替えてください。

※3 法43条空地とは、当該敷地に接する前面道路が、法42条に該当しない場合のことで、同条道路に至るまで(経路が複数ある場合はそのすべて)の空地をいいます。

12. 添 付 図 書	<p>◎ 「8.道路の種類」が国道・県道・市道で幅員4.0m以上の場合は、下記提出書類は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・付近見取図<sup>※4</sup></li><li>・現況図(縮尺、方位、前面空地の現況幅員、前面空地に面する既存建築物の位置と出入口位置)</li><li>・現況写真(リボンテープ等により幅員の数値が解るもの)および撮影位置図</li><li>・公図<sup>※4</sup>の写し(転写年月日、作成者を明記)</li><li>・公図による空地の所有者がわかる登記簿謄本<sup>※5</sup>(登記事項要約書でも可)</li><li>・その他市長が必要であると認める図書</li></ul>
-------------	--

※4 付近見取図および公図には、相談の対象となっている道路(法43条空地)および敷地の位置を朱書きで明示してください。

※5 相談の対象となっている道路(法43条空地)およびその道路に接する土地に関する関係権利者すべての物が必要です。  
詳細は、建築指導課審査・検査担当までご相談ください。



# 事前協議書

(建築基準法第42条および同第43条にかかる事前協議)

□のみ記入し、正・副各1部提出してください。

秋田市都市整備部建築指導課

1. 事前協議者 住所氏名 ※1	〒 住所 氏名 Tel				
2. 代理者 住所氏名	〒 住所 氏名 Tel				
3. 都市計画区域	内・外	市街化区域・調整区域・区域未設定	防火地域	防火・準防火・22条指定	
4. 用途地域	一低・二低・一中・二中・一住・二住・準住			その他の区域・地域	
	近商・商業・準工・工業・工専 ( / )				
5. 敷地の地名地番	秋田市				
6. 敷地の状況	宅地・その他( )	既存建築物	有( 年建築)・無		
7. 敷地が接する前面道路	42条1項・42条2項・その他	現況の幅員	m	接道長さ	m
8. 道路の種類 (法43条空地) ※2・※3	<input type="checkbox"/> 公道 ( <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 市管理道 <input type="checkbox"/> 赤道 )				
	<input type="checkbox"/> 私道 ( <input type="checkbox"/> 個人所有 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 中心線所有 <input type="checkbox"/> その他 )				
	<input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 水路敷 <input type="checkbox"/> 堤防敷 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 県所有地 <input type="checkbox"/> 市所有地 )				
9. 空地が接続する道路	42条1項・42条2項・その他	当該敷地からの距離	約 m		
10. 計画建築物の有無	有 無				
11. 計画建築物の概要	主要用途		階数	構造	
	建築面積 m <sup>2</sup>		延床面積	m <sup>2</sup>	
12. 添付図書	◎「8.道路の種類」が国道・県道・市道で幅員4.0m以上の場合は、下記提出書類は不要です。 ・付近見取図 <sup>※4</sup> ・現況図(縮尺、方位、前面空地の現況幅員、前面空地に面する既存建築物の位置と出入口位置) ・現況写真(リボンテープ等により幅員の数値が解るもの)および撮影位置図 ・公図 <sup>※4</sup> の写し(転写年月日、作成者を明記) ・公図による空地の所有者がわかる登記簿謄本 <sup>※5</sup> (登記事項要約書でも可) ・その他市長が必要であると認める図書				
事前協議の有効期間	回答年月日( 年 月 日)から6ヶ月以内に許可等申請をしてください。				
受付印	<input type="checkbox"/> 42条1項( )号 <input type="checkbox"/> 42条2項 <input type="checkbox"/> 43条第2項第2号空地( <input type="checkbox"/> 包括同意基準 <input type="checkbox"/> 同基準以外) <input type="checkbox"/> 43条第2項第1号空地 <input type="checkbox"/> 否道路				
	経過・経緯・条件等				
<b>・本協議書は、事前協議の結果を示すものであり、許可を意味するものではありません。</b>					

※1 事前協議者とは、現在の土地所有者又は、管理者等をいいます。

※2 「7.敷地が接する前面道路」がその他に該当した場合、「8.道路の種類」を「8.法43条空地」と読み替えてください。

※3 法43条空地とは、当該敷地に接する前面道路が、法42条に該当しない場合のことで、同条道路に至るまで(経路が複数ある場合はそのすべて)の空地をいいます。

※4 付近見取図および公図には、相談の対象となっている道路(法43条空地)および敷地の位置を朱書きで明示してください。

※5 相談の対象となっている道路(法43条空地)およびその道路に接する土地に関する関係権利者すべての物が必要です。詳細は、建築指導課審査・検査担当までご相談ください。